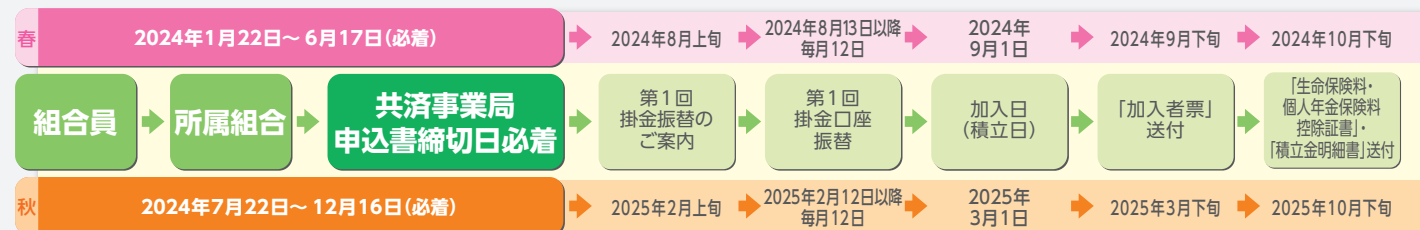


申込後のスケジュールおよび申込締切日

新規加入・増口 一時払受付期間(共済事業局 必着)				加入日 (積立日)	振替日
春	新規・増口	一般組合	2024年1月22日～2024年6月17日	2024年 9月1日	2024年 8月13日
		チェックオフ組合	2024年1月22日～2024年5月17日		
	一時払	全組合	2024年1月22日～2024年7月12日		
秋	新規・増口	一般組合	2024年7月22日～2024年12月16日	2025年 3月1日	2025年 2月12日
		チェックオフ組合	2024年7月22日～2024年11月18日		
	一時払	全組合	2024年7月22日～2025年1月15日		



個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が

発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)また予定利率等の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年

金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。詳細については、保護機構(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。(*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は、生命保険会社と締結した拋出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)(50.0%)

広域組織法人部 電話 03-6259-0033 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階

太陽生命保険株式会社(14.0%) 日本生命保険相互会社(13.0%) 第一生命保険株式会社(11.5%) 富国生命保険相互会社(10.0%) 住友生命保険相互会社(1.5%) ()のパーセントは引受割合です。なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

※引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(上記は2023年9月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

MY-A-24-企-000504 MYG-A-23-LF-507



お問い合わせ先

UA ゼンセン 共済事業局 〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16 5F

TEL.03-3288-3533 FAX.03-3288-3708 ☎0120-229-075

受付時間 平日 10:00～17:00

URL:<https://uazensenkyosai.jp/> E-mail:kyosai@uazensen.jp



スマホ等で
アクセスください。

ゼンセンHP
紹介動画

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2024年PR版

年金共済 積立共済

『しっかり安心、ずーっと安心』



みらいちゃん

しっかりした
老後の備えと

充実した
ライフステージの
実現のために



ひかりくん

重要

【契約概要】・【注意喚起情報】を16ページと17ページに記載しておりますので、ご加入前に必ずご確認のうえお申込みください。

UAゼンセン

年金共済・積立共済 制度の特長について

特長
1

予定利率は年1.25%※1〔引受会社全体の加重平均予定利率は年1.255%となります〕
決算によって配当金も生じる可能性があります。

2021年度		2022年度		2023年度	
年 1.40% ^{※2} (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.15% ^{※2})		年 1.31% ^{※2} (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.06% ^{※2})		年 1.27% ^{※2} (予定利率 年1.25%) + (配当率 年0.02% ^{※2})	
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
予定利率と 配当率 ^{※2} 年1.43% ^{※2} (年1.25%+年0.18% ^{※2})	年1.36% ^{※2} (年1.25%+年0.11% ^{※2})	年1.36% ^{※2} (年1.25%+年0.11% ^{※2})	年1.48% ^{※2} (年1.25%+年0.23% ^{※2})	年1.32% ^{※2} (年1.25%+年0.07% ^{※2})	

※1 予定利率については将来変更される場合があります。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
※2 決算業績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

特長
2

税軽減効果がある⇒所得税・住民税の軽減

① 加入期間中	年金共済は 個人年金保険料控除 (年齢54歳以下の加入の場合)、積立共済と年金共済55歳以上の加入者は 一般生命保険料控除 の対象
② 積立期間中	積立金に対して、課税負担はありません。
③ 一時金受取時	脱退一時金・一部払出積立金から払込保険料を差し引いた額が 50万円まで非課税 (他の一時所得がない場合) 【計算方法】一時所得の課税対象額＝(脱退一時金額－払込保険料累計額－特別控除50万円) ×1/2 (他に一時所得がない場合) * 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
④ 年金受給時	雑所得として課税対象となります。(加入者本人が毎年受取る場合) なお、税金は受け取った年金額全体にかかるのではなく年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。 課税対象額＝(基本年金額＋増加年金額)－(基本年金額×払込保険料合計額／年金受取総額またはその見込み額) * 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。 ※ 税務の取扱いについては、税制改正により今後変更になることがあります。

特長
3

安心して加入できる2つの保証(補償)制度

元本保証制度	掛金にはUAゼンセン・生保事務費等がかかり短期間では元本割れになります。月払は13ヵ月継続加入でUAゼンセンが元本保証いたします。(半年払は3回以上掛金の払込が必要です。一時払は積立日から1年以上の経過が必要です。自動脱退者は除きます。)
生命保険契約者保護機構	責任準備金等の90%を補償する制度

特長
4

組合員でなくなっても続ける方法

退職等で組合籍を離れた場合、UAゼンセン「福祉共済会」へ異動することによりUAゼンセンの準備成員となり、UAゼンセン共済を続けることができます。

異動手続きは **所属組合経由** でお願ひします。年会費として**1,800円**をいただきます。(組合費に代わる費用)

- 対象共済: 生命、介護、医療、給与保障、傷害・賠償、年金、積立の8つの共済を続ける場合。
- 「福祉共済会」へ異動されない場合、加入共済ごとに脱退書類の提出をお願いします。
- 各共済の制度によっては、退職後に働かない場合には脱退しなければならない共済や、収入が減ったことでタイプを下げる必要がある共済がありますので、ご注意ください。
- 2023年3月1日以降福祉共済会へ移行される方で、医療共済休業保障特約の10,000円、7,500円タイプに加入の方は、5,000円、3,000円、2,000円のいずれかのタイプへの変更が必要です。

年金共済と積立共済の違いについて

	年金共済	積立共済
掛金の払い方	月払(必須)、半年払・一時払もできます。	月払(必須)、一時払もできます。
掛金の税法上の取扱い (保険料は掛金より制度運営費を控除した額)	・個人年金保険料控除の対象(54歳以下加入の場合) ・満55歳以上加入者は一般生命保険料控除の対象 ・2018年3月までの加入者は従来の控除適用	一般生命保険料控除の対象
積立金の払い出し	払い出し不可。 (脱退して一時金を受け取ることは可能)	掛金の払込を継続し、積立金の一部を払い出すことが可能。(月1回) (所定の事由に該当した場合)
掛金払込の中断	半年払のみ中断可能 (所定の事由に該当した場合)	3年を限度に月払の中断可能 (所定の事由に該当した場合)
積立金の受取り方	6種類の年金から1つを選択 または一時金での受取り。	一時金での受取りのみ。 年金受取は不可。
積立金受取時の 税法上の取扱い ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。	・年金は雑所得として課税対象となります。 なお、課税は年金額全体にかかるのではなく年金額から必要経費(年金額に対する保険料)を差し引いた部分になります。 ・脱退一時金の利子相当部分は一時所得として課税対象となります。	脱退一時金の利子相当部分は一時所得として課税対象となります。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



生命保険料控除について (UAゼンセン年金共済・積立共済は、旧生命保険料控除制度が適用されます)

「**年金共済**」の掛金は一般の生命保険料控除とは別に**個人年金保険料控除(旧制度)**の対象となり、課税負担が軽減されます。(54歳以下加入の場合)

●生命保険料控除の種類と適用イメージ

旧制度	適用限度額 計10万円	一般生命保険料控除 (死亡保険、介護保険、 医療保険)最高5万円	個人年金保険料控除 (個人年金保険) 最高5万円	
新制度	適用限度額 計12万円	一般生命保険料控除 (死亡保険等) 最高4万円	介護医療保険料控除 (介護保険、医療保険) 最高4万円	個人年金保険料控除 (個人年金保険) 最高4万円

●生命保険料控除額の計算方法

旧制度(2011年12月31日以前に締結した保険契約等)の控除額

2011年12月31日以前に締結した保険契約を対象とした一般生命保険料と個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です

所得税		住民税	
年間の払込保険料等	控除額	年間の払込保険料等	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額	15,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	払込保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2+ 7,500円
50,000円超100,000円以下	払込保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	払込保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円

「一般」「個人年金」あわせて10万円が限度

「一般」「個人年金」あわせて7万円が限度

加入資格

加入日に満15歳以上満62歳以下の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金積立完了年齢(満65歳)まで9年以下の方となります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

積立共済

加入日に満15歳以上満62歳以下の加盟組合の組合員、およびUAゼンセンの認めた方(加盟組合の企業または団体の構成員の方に限ります)で、申込日現在健康で正常に就業している方。保険料は、一般の生命保険料控除適用になります。(所属組織を退職等により脱退される場合または自動脱退となった場合は、すみやかに請求手続きをお願いします。)

加入口数(掛金は加入者本人負担)

月 払……1口1,000円 3口以上最高200口

●月払加入者は、次の場合に半年払・一時払による積立てを行なうことができます。(一時払はその都度申込書提出が必要です)

■半年払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高100口(年金共済のみ)

■一時払 9月、3月の各1日……1口(10,000円)以上最高2,000口

<制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料>

●掛金には制度運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。
記載の生保手数料、遺族特約保険料は2023年9月1日現在のもので、これらの数値については今後変更になることがあります。

①制度運営事務費

月 払…1口あたり0.7%(7円) 一時払…1口あたり0.2%(20円)

半年払…1口あたり0.2%(20円) (年金共済のみ)

②生保手数料

掛金について…(掛金－制度運営事務費)×約1.3%

積立金について…平均残高の積立金の約0.11%

③遺族特約保険料

月 払…(掛金－制度運営事務費)×約0.08%(半年払、一時払はありません)

●加入者の預金口座からの自動振替を原則とします。

払 方	加入日	初回振替日	継続保険料※
月 払	9月1日	8月13日	毎月12日
	3月1日	2月12日	

※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

●月払掛金の口座振り替えが残高不足により不能となった場合は、翌月に再度振り替え(2ヵ月分)しますが、再度振り替えができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の振り替え(3ヵ月分)を行ないます。

●3ヵ月連続して振り替えができなかったときは、自動脱退となりますので組合で脱退請求手続きをしてください。

●一時払の振り替えは1回のみで再度振り替えはせず、申込みはなかったものとして取扱います。

●口数の変更・中断・減口の取扱い

加入者は次の事由がある場合、申請書を提出し、掛金の払込中断(払込停止・全口中止)、加入口数を減らすこと(一部中止)、積立金の払い出し(減口)をすることができます。※掛金の払込中断(全口中止)、積立金の払い出し(減口)については積立共済のみの取扱いとなります。

・事由

①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)⑤結婚(親族の結婚を含む)

⑥債務の弁済 ⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合(掛金の払込中断のみ)

・注意

①年金共済は、積立金の払い出し(減口)と月払掛金の払い込み中断(全口中止)ともに取扱いできません。なお、半年払掛金のみ払込中断(払込停止)は可能です。半年払の積立再開は春または秋の募集時にお申込みください。
※半年払掛金の払込中断(払込停止)の場合、積立金は中断時には払い出しせず積み立てておきます。

②積立共済は、掛金の払い込みを継続しながら積立金を払い出すこと(減口)ができます。お支払いは請求書が共済事業局に届いてから約10日で指定口座に払い込まれます。ただし、払い出し金額は1万円単位です。一口1,000円以上の残高は必要です。また、掛金払込中断(全口中止)期間は3年ですが、再開時期との関係で実質2年半です。再開時期は年2回、春募集(開始は同年9月1日付)と秋募集(開始は翌年の3月1日付)時です。募集期間中に加入申し込みで再開の手続きをしてください。なお、この期間に再開の手続きを行なわない場合、自動脱退扱いとなります。

加入・口数の変更



意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入
【ご加入前のご確認】にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

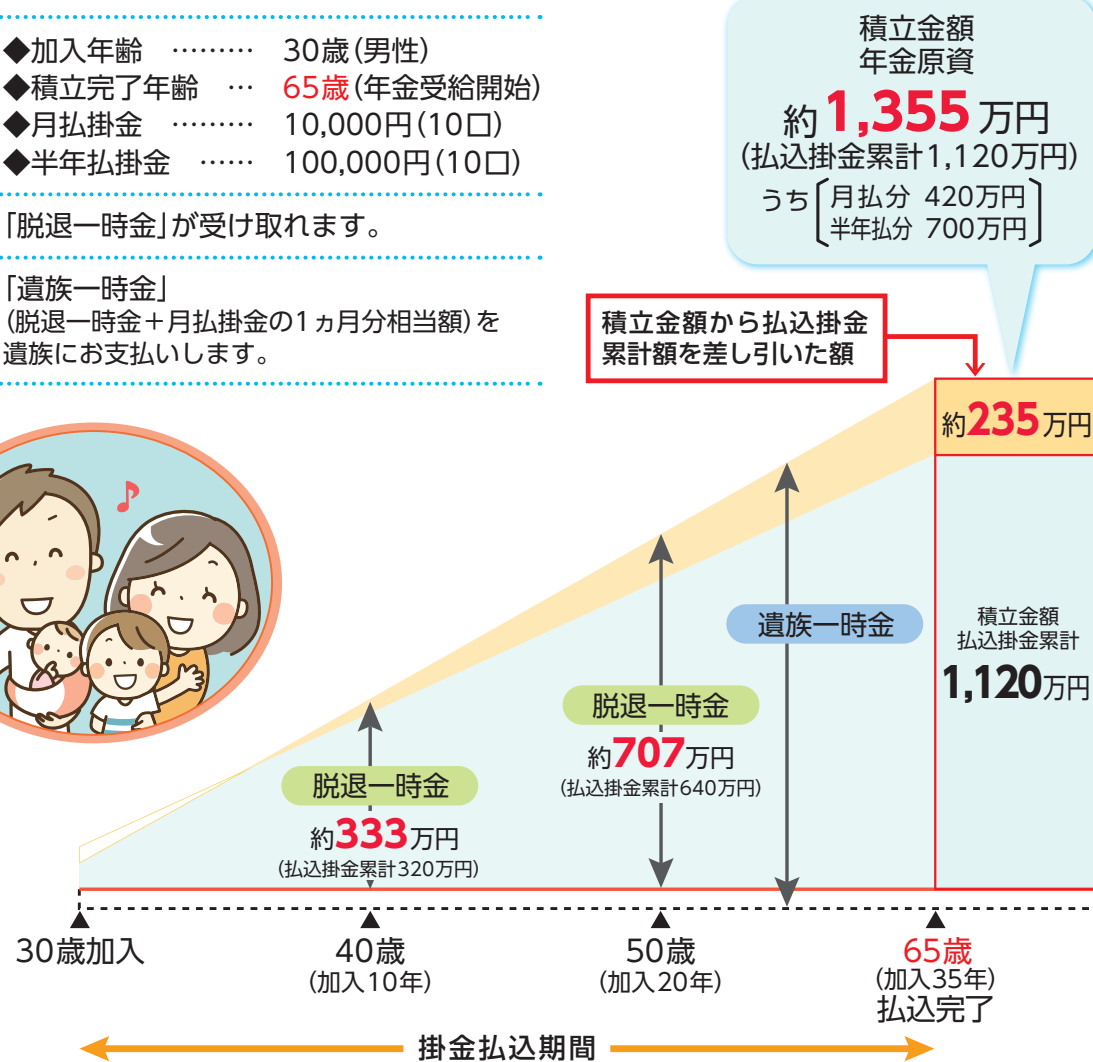
より豊かなシルバーライフのために、いまから コツコツと資金を積み立てていく制度です。

ご加入例

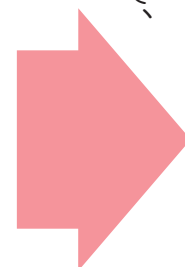
- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
- ◆積立完了年齢 … 65歳(年金受給開始)
- ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)
- ◆半年払掛金 …… 100,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」
(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を
遺族にお支払いします。



積立完了の3ヵ月前にご案内しますので、
それぞれのコースをご選択してください。



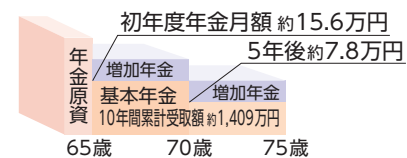
【基本年金】
加入期間中の掛
金累計額に相当
します。

【増加年金】
年金支払開始後
の年金原資運用
による増額部分
になります。

6つの年金コース

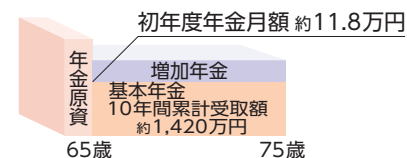
5年2倍型10年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者又は遺族に最
初の5年間は後半の5年間の2倍の年金が支払わ
れます。



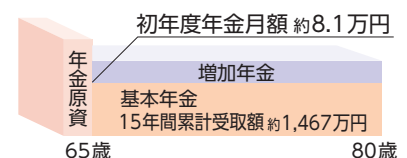
10年確定年金

10年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は
遺族に年金が支払われます。



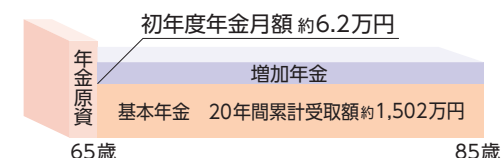
15年確定年金

15年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は
遺族に年金が支払われます。



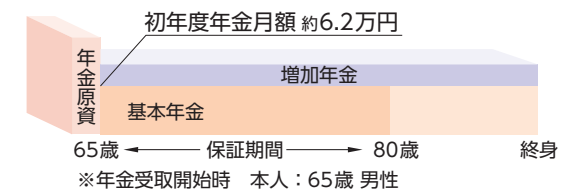
20年確定年金

20年間は加入者の生死にかかわらず加入者又は
遺族に年金が支払われます。



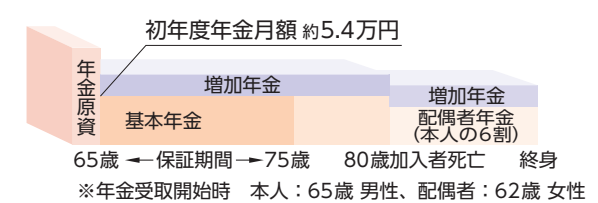
15年保証期間付終身年金

15年の保証期間中は、加入者の生死にかかわら
ず加入者又は遺族に年金が支払われます。保証期
間経過後は、加入者が生存している限り年金が支
払われます。



10年保証夫婦連生終身年金

10年の保証期間中は、加入者又は配偶者の生死に
かかわらず年金が支払われます。保証期間経過後
は、加入者又は配偶者が生存している限り終身にわ
たり年金が支払われます。なお、加入者死亡後の配
偶者の年金支給額は保証期間内は加入者と同額、
保証期間経過後は加入者の6割となります。



給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基
礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保
険料に充当しますが決算実績によってはお支払いできない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

年金月額1万円もらうときに必要な積立金額(65歳開始時)

年金種類	5年2倍型 10年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付 終身年金	10年保証夫婦 連生終身年金(※)
男性	約 87 万円	約 114 万円	約 166 万円	約 215 万円	約 215 万円	約 247 万円
女性					約 242 万円	約 245 万円

『記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。』

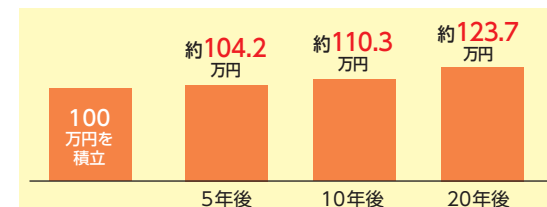
※計算時の配偶者年齢は、加入者が男性の場合3歳下、女性の場合3歳上としております。

積立期間中にまとまったお金ができた場合



①一時払を活用して積立金を増やしましょう!

例) 一時払掛金
100万円を積立
てた場合



※参考：7ページの給付額試算表をご確認ください。

払込完了後は……



②繰延制度(年金据置・最長 10年)を活用!

予定利率年**1.25**%

すぐに年金受取りが必要でない場合、年金の受取りを
繰延することが可能です。
その間も、予定利率年1.25%で運用されます。

※4ページ「年金の繰延」参照



給付額試算表 (脱退一時金および65歳受取開始時の年金月額)

月払に10口(1万円)加入の場合

加入 (経過) 年数	払込掛金 合計額	積立金額 (脱退一時金額)	65歳受取開始時の年金月額(※)				
			10年 確定年金	15年 確定年金	20年 確定年金	15年保証期間付 終身年金	
						男性	女性
1年	120,000	約 118,200	約 -	約 -	約 -	約 -	約 -
2	240,000	237,800	2,000	1,400	1,100	1,100	900
3	360,000	358,800	3,100	2,100	1,600	1,600	1,400
4	480,000	481,200	4,200	2,900	2,200	2,200	1,900
5	600,000	604,900	5,300	3,600	2,800	2,800	2,500
6	720,000	730,100	6,400	4,400	3,400	3,300	3,000
7	840,000	856,800	7,500	5,100	3,900	3,900	3,500
8	960,000	984,800	8,600	5,900	4,500	4,500	4,000
9	1,080,000	1,114,400	9,700	6,700	5,200	5,100	4,600
10	1,200,000	1,245,400	10,900	7,500	5,800	5,700	5,100
11	1,320,000	1,377,900	12,100	8,300	6,400	6,400	5,700
12	1,440,000	1,512,000	13,200	9,100	7,000	7,000	6,200
13	1,560,000	1,647,600	14,400	9,900	7,600	7,600	6,800
14	1,680,000	1,784,700	15,600	10,700	8,300	8,300	7,400
15	1,800,000	1,923,400	16,900	11,600	8,900	8,900	7,900
16	1,920,000	2,063,800	18,100	12,400	9,600	9,600	8,500
17	2,040,000	2,205,700	19,300	13,300	10,200	10,200	9,100
18	2,160,000	2,349,200	20,600	14,100	10,900	10,900	9,700
19	2,280,000	2,494,500	21,900	15,000	11,600	11,600	10,300
20	2,400,000	2,641,300	23,200	15,900	12,300	12,200	10,900
21	2,520,000	2,789,900	24,500	16,800	13,000	12,900	11,500
22	2,640,000	2,940,200	25,800	17,700	13,700	13,600	12,100
23	2,760,000	3,092,200	27,100	18,600	14,400	14,300	12,800
24	2,880,000	3,245,900	28,500	19,500	15,100	15,100	13,400
25	3,000,000	3,401,400	29,800	20,500	15,800	15,800	14,100
26	3,120,000	3,558,700	31,200	21,400	16,600	16,500	14,700
27	3,240,000	3,717,800	32,600	22,400	17,300	17,300	15,400
28	3,360,000	3,878,700	34,000	23,400	18,000	18,000	16,000
29	3,480,000	4,041,500	35,500	24,400	18,800	18,800	16,700
30	3,600,000	4,206,200	36,900	25,300	19,600	19,500	17,400
31	3,720,000	4,372,700	38,400	26,400	20,400	20,300	18,100
32	3,840,000	4,541,200	39,900	27,400	21,100	21,100	18,800
33	3,960,000	4,711,600	41,400	28,400	21,900	21,900	19,500
34	4,080,000	4,883,900	42,900	29,400	22,700	22,700	20,200
35	4,200,000	5,058,300	44,400	30,500	23,600	23,500	20,900
36	4,320,000	5,234,600	45,900	31,600	24,400	24,300	21,700
37	4,440,000	5,413,000	47,500	32,600	25,200	25,200	22,400
38	4,560,000	5,593,400	49,100	33,700	26,100	26,000	23,100
39	4,680,000	5,775,900	50,700	34,800	26,900	26,800	23,900
40	4,800,000	5,960,500	52,300	35,900	27,800	27,700	24,700
41	4,920,000	6,147,200	54,000	37,100	28,600	28,600	25,400
42	5,040,000	6,336,000	55,600	38,200	29,500	29,500	26,200
43	5,160,000	6,527,000	57,300	39,400	30,400	30,300	27,000
44	5,280,000	6,720,300	59,000	40,500	31,300	31,200	27,800
45	5,400,000	6,915,700	60,700	41,700	32,200	32,200	28,600

半年払に1口(1万円) 加入の場合

加入 (経過) 年数	払込掛金 合計額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	20,000	約 19,800
2	40,000	39,900
3	60,000	60,300
4	80,000	80,800
5	100,000	101,600
6	120,000	122,600
7	140,000	143,900
8	160,000	165,400
9	180,000	187,200
10	200,000	209,200
11	220,000	231,500
12	240,000	254,000
13	260,000	276,800
14	280,000	299,900
15	300,000	323,200
16	320,000	346,700
17	340,000	370,600
18	360,000	394,700
19	380,000	419,100
20	400,000	443,800
21	420,000	468,800
22	440,000	494,000
23	460,000	519,500
24	480,000	545,400
25	500,000	571,500
26	520,000	597,900
27	540,000	624,700
28	560,000	651,700
29	580,000	679,100
30	600,000	706,700
31	620,000	734,700
32	640,000	763,000
33	660,000	791,700
34	680,000	820,600
35	700,000	849,900
36	720,000	879,600
37	740,000	909,500
38	760,000	939,800
39	780,000	970,500
40	800,000	1,001,500
41	820,000	1,032,900
42	840,000	1,064,600
43	860,000	1,096,700
44	880,000	1,129,200
45	900,000	1,162,000

一時払に10口 (10万円)加入の場合 (単位：円)

加入 (経過) 年数	積立金額 (脱退一時金額)
1年	約 99,600
2	100,700
3	101,900
4	103,100
5	104,200
6	105,400
7	106,600
8	107,900
9	109,100
10	110,300
11	111,600
12	112,900
13	114,200
14	115,500
15	116,800
16	118,200
17	119,500
18	120,900
19	122,300
20	123,700
21	125,100
22	126,500
23	128,000
24	129,400
25	130,900
26	132,400
27	134,000
28	135,500
29	137,100
30	138,600
31	140,200
32	141,800
33	143,500
34	145,100
35	146,800
36	148,500
37	150,200
38	151,900
39	153,600
40	155,400
41	157,200
42	159,000
43	160,800
44	162,700
45	164,500

※65歳受取開始時の年金月額は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。
※15年保証期間付終身年金は、保証期間経過後は加入者が生存されている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1)年間保険料836,400万円を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年9月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。



Q1 年金共済のしくみを教えてください。

A1

年金共済は、現役時代に自分で可能な範囲内で積み立てておく(管理と運用は生命保険会社が行なう)積立完了後にその積立金を、年金で受け取る制度です。

Q2 年金共済の運用のしくみを教えてください。

A2

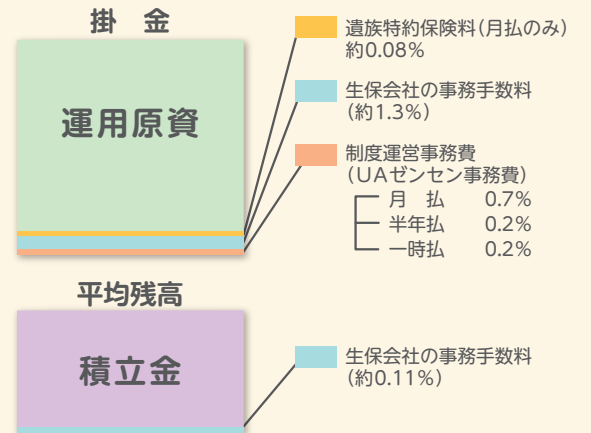
年金共済の運用はすべて生命保険会社に委託しています。生保の一般勘定団体年金の「拠出型企業年金保険」という商品分類で積み立てています。生保会社は契約者から集めた掛金を国内・外でさまざまに運用し、その結果(実績)に応じて契約者に配当します。運用実績はそのときの経済状況により変化します。募集資料に掲載してある「給付額試算表」も、現在の事務幹事会社の予定利率で計算したもので、将来の受取額をお約束するものではありません。

Q3 手数料について教えてください。

A3

(1) 掛金に対する手数料

右図のように、加入者が納める掛金はすべてが運用される訳ではありません。UAゼンセン制度運営事務費、生保会社の事務手数料、遺族特約保険料が掛金から差し引かれます。



(2) 積立金に対する手数料

積立金に対する手数料として、生命保険事務手数料が積立金から差し引かれます。

なお、平均残高とは積立金残高の1年間の平均となります。

注) : UAゼンセン制度運営事務費・生保会社の事務手数料・遺族特約保険料は、2023年9月1日現在のもので、今後変更になることがあります。

Q4 確定給付年金(DB)、確定拠出年金(DC企業型・個人型)(以下DB、DC)とどう違いますか？

A4

両制度共、企業内「退職一時金制度」を移行したもので、年金・一時金を選択することが可能です。年金共済は自助努力で**公的年金だけでは不足しがちな生活費等を補完する制度**です。両制度共年金選択では公的年金に加え公的年金等控除を除いた部分が雑所得となりますが、一時金選択では「退職所得控除」(勤続38年2,060万円、勤続40年で2,200万円)の対象となり非課税枠の受取りで課税負担はありません。
年金共済では支払った保険料相当分が必要経費となり、除いた部分の年間所得のみが課税負担となります。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

※UAゼンセン調べ

Q5 DB・DC及び退職一時金をどう活用したらいいのでしょうか？

A5

年金共済で退職一時金を追加拠出して運用をしながら受取総額を増やしていく選択、あるいは積増ししていきながら総額を増やしていく途中引出が可能な積立共済も併せて検討いただければよろしいのではないのでしょうか。

※UAゼンセン調べ



意向確認 拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入【ご加入前のご確認】にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

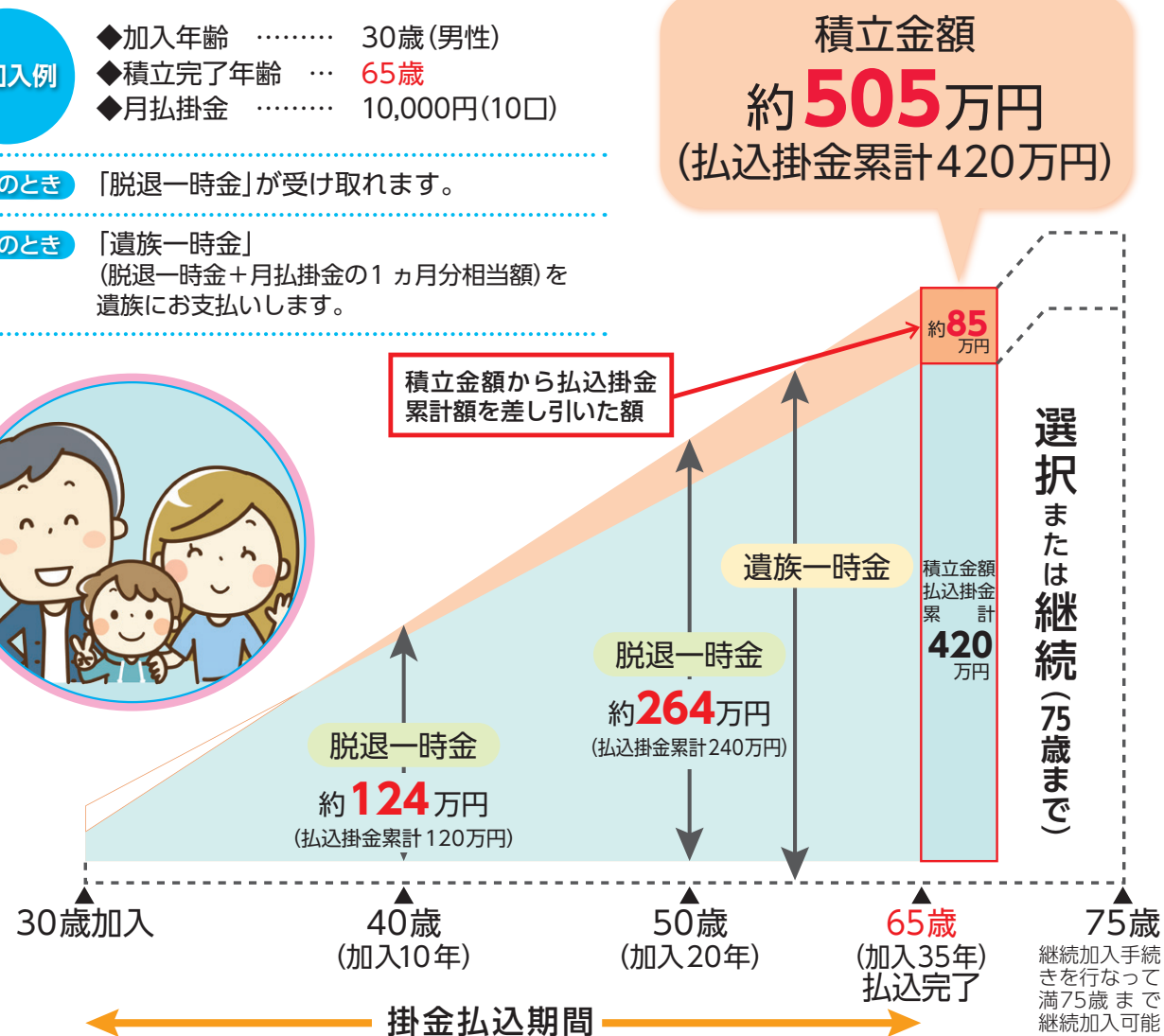
ライフサイクルに合わせた目的別の資金づくりに役立ち、脱退のときは、「脱退一時金」が受け取れます。

ご加入例

- ◆加入年齢 …… 30歳(男性)
- ◆積立完了年齢 …… 65歳
- ◆月払掛金 …… 10,000円(10口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受け取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」(脱退一時金+月払掛金の1ヵ月分相当額)を遺族にお支払いします。



Q 積立金の一部払い出しについて詳しく教えてください。(減口請求)

A

積立共済は積立期間中、所定の事由に該当する場合、積立金の一部払い出し(減口)をすることができます。(3ページ「加入・口数の変更 ●口数の変更・中断・減口の取扱い」ご参照)

請求書に希望金額(1万円単位)を記入し、組合経由で共済事業局へ送付ください。書類到着後約10日で指定口座へ送金されます。この手続きは脱退ではありませんので、掛金引き去りはそのまま続きます。また、この手続きは月1回のみですのでご注意ください。

なお、毎年一時所得の50万円非課税枠が適用されます。年間複数回払い出しの場合も年間の支払額から保険料を引いた額が50万円以下であれば課税負担はありません。また超えた場合、超えた金額の1/2が課税負担となります。(1ページ特長2③「一時金受取時」ご参照) 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

給付額試算表

脱退一時金

月払に10口(1万円)加入の場合

(単位: 円)

加入(経過)年数	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金)
1 年	120,000	約 118,200
2	240,000	237,800
3	360,000	358,800
4	480,000	481,200
5	600,000	605,000
6	720,000	730,100
7	840,000	856,800
8	960,000	984,800
9	1,080,000	1,114,400
10	1,200,000	1,245,400
11	1,320,000	1,377,900
12	1,440,000	1,511,900
13	1,560,000	1,647,500
14	1,680,000	1,784,600
15	1,800,000	1,923,300
16	1,920,000	2,063,600
17	2,040,000	2,205,500
18	2,160,000	2,349,100
19	2,280,000	2,494,300
20	2,400,000	2,641,100
21	2,520,000	2,789,700
22	2,640,000	2,939,900
23	2,760,000	3,091,900
24	2,880,000	3,245,600
25	3,000,000	3,401,100
26	3,120,000	3,558,300
27	3,240,000	3,717,400
28	3,360,000	3,878,300
29	3,480,000	4,041,000
30	3,600,000	4,205,600
31	3,720,000	4,372,200
32	3,840,000	4,540,600
33	3,960,000	4,710,900
34	4,080,000	4,883,300
35	4,200,000	5,057,600
36	4,320,000	5,233,900
37	4,440,000	5,412,200
38	4,560,000	5,592,600
39	4,680,000	5,775,000
40	4,800,000	5,959,600
41	4,920,000	6,146,200
42	5,040,000	6,335,000
43	5,160,000	6,526,000
44	5,280,000	6,719,200
45	5,400,000	6,914,600

※脱退一時金は100円未満切り捨てで表示していますが、実際のお支払いは端数も含めてお支払いいたします。
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
(1) 年間保険料592,800円を常に維持していること。
(2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年9月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増増に充当されます。
年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。



さらに積立完了時には一時金の一部を活用して

一時払退職後傷害保険

退職時、保険料の払い込みがあった月の翌月1日から10年間補償

一時払退職後傷害保険は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損壊を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の対象となる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

補償内容例

	申込型	10G型(A級職種)
一時払保険料	10万円	276.5万円
死亡・後遺障害保険金		
入院保険金日額	4,000円	1,000円
通院保険金日額	1,000円	2,400円
手術保険金		1億円
賠償責任保険金		

※2022年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。
※補償内容は、ご加入時の保険料率により決定しますので、今後の保険料率の改定により補償内容も改定されることがあります。
※詳細はご退職時に配布するパンフレットをご参照ください。

1. 公的年金の給付水準(所得代替率)

公的年金の給付水準は一定額ではなく「所得代替率」というものさしを使用します。「所得代替率」とは、給付開始時における年金額の現役世代の所得に対する割合のことを指します。

一元化モデル (旧厚生年金+共済年金)

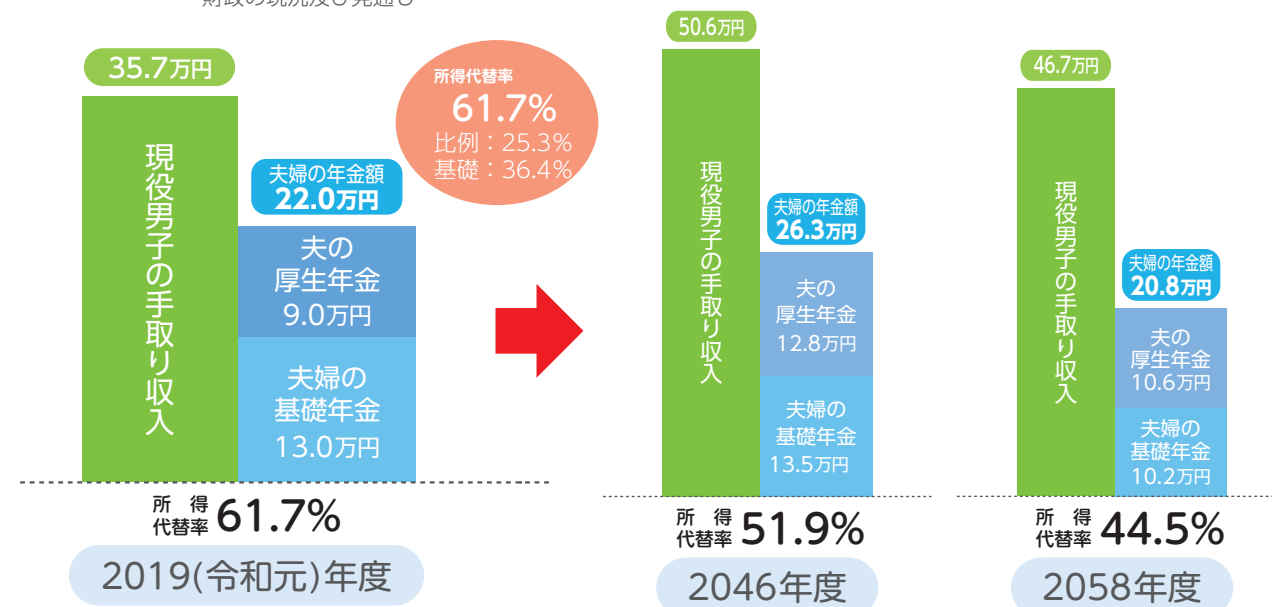
厚生労働省 2019(令和元)年財政検証結果
・国民年金及び厚生年金に係る
財政の現況及び見通し

① 以下の前提条件の場合

- 物価上昇率 2.0%
- 賃金上昇率 1.6%
- 実質運用利回り 3.0%
- 経済成長率 0.9%

② 以下の前提条件の場合

- 物価上昇率 0.8%
- 賃金上昇率 0.8%
- 実質運用利回り 2.0%
- 経済成長率 0%



※年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

2. 海外の公的年金の支給開始年齢引き上げについて

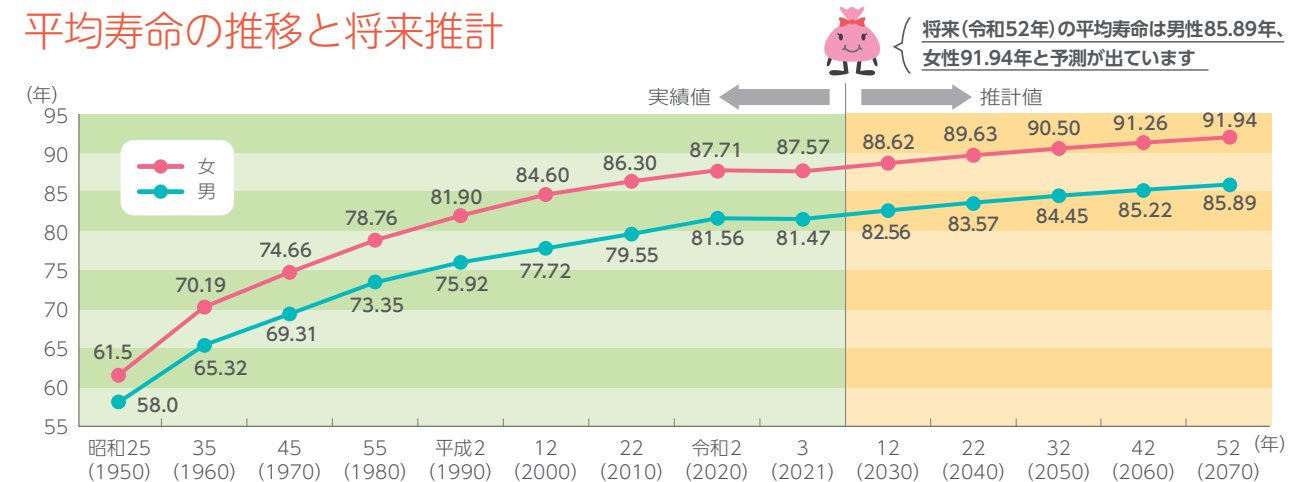
アメリカ 2027年までに 67歳 に引き上げ予定	英国 2046年までに 68歳 に引き上げ予定
ドイツ 2031年までに 67歳 に引き上げ予定	日本 未定

厚生労働省「主要国の年金制度の国際比較」

所得代替率が下がること、公的年金の支給開始年齢引き上げに備えて、年金共済で公的年金を補完しましょう。

ますます伸びる平均寿命

平均寿命の推移と将来推計



資料：内閣府「高齢社会白書」(令和5年版)より抜粋
1950年、2021年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の死亡中位仮定による推計結果
(注)1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

介護保険料の推移と、介護保険の負担割合

65歳以上が支払う保険料(全国平均(月額・加重平均))



厚生労働省 令和4年 介護保険制度をめぐる最近の動向について

介護保険サービスの内容と限度額

要介護度	身体の状態(例)	介護保険の限度利用額(月額)	自己負担			負担限度額の見直し(令和3年8月利用分から)	
			1割	2割	3割	課税所得	世帯の上限負担額(月額)
要支援1	日常生活の一部に支援が必要	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円	690万円以上	140,100円
要支援2	生活の一部について部分的に介助が必要	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円		
要介護1		167,650円	16,765円	33,530円	50,295円	380万円~690万円未満	93,000円
要介護2	食事、排せつに何らかの介助、歩行に何らかの支えが必要	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円		
要介護3	食事、排せつに一部介助が必要	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円	380万円未満	44,400円
要介護4	食事に一部介助、排せつ・入浴に全面的介助が必要	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円		
要介護5	日常生活を送る能力が著しく低下生活全般に介助が必要	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円		

生命保険文化センター「公的介護保険で受けられるサービスの内容は？」

厚生労働省 「令和3年8月利用分から高額介護サービス費の負担限度額が見直されます」



自己負担が上限負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

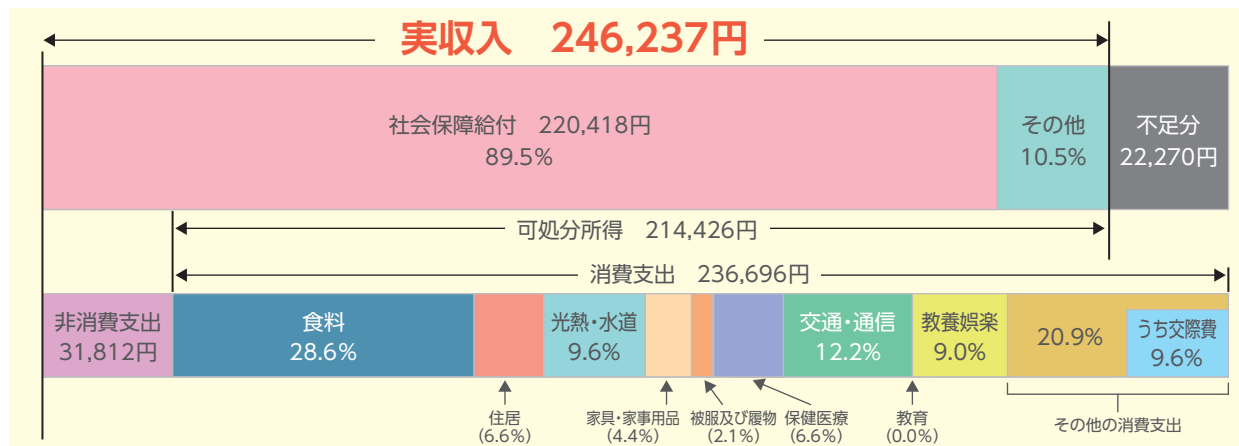
※例 要介護4で自己負担3割上限負担額44,400円の場合 92,814円 - 44,400円 = 48,414円(返戻金)

年金共済

みらいさん

老後の家計収支

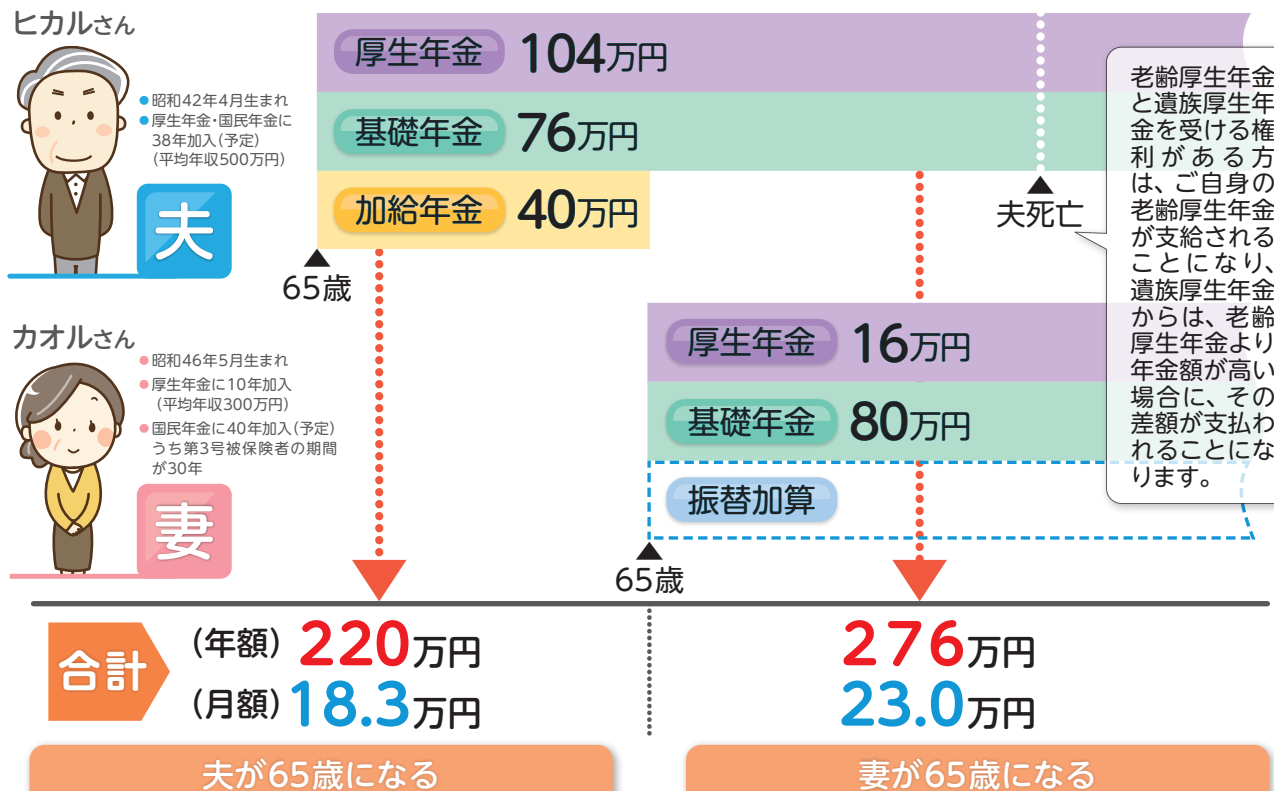
高齢夫婦無職世帯の家計収支 — 2022年 —



(注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、65歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

【出典】総務省「家計調査報告(家計収支編) 2022年(令和4年) 平均結果の概要」

公的年金の支給例(ゼンセン夫婦が受け取る年金額)



- 夫は65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受け取る
 - 厚生年金の加入期間が20年以上あるため、妻が65歳になるまで夫の老齢厚生年金に加給年金が加算される
 - 妻は65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受け取る
 - 夫の加給年金にかわって、妻の老齢基礎年金に振替加算がつく場合がある
- ※カオルさんの場合は、生年月日が昭和41年4月1日以前生まれではないため、振替加算はつかない
 出典「ねんきんガイド」公益財団法人生命保険文化センター / 2023年7月改訂版

積立共済

ひかりくん

安心してライフイベントを迎えるために

人の一生の中でも「結婚」「教育」「住宅取得」は、相応の出費を伴う代表的なライフイベント(生活課題)といえるでしょう。それぞれ、どんな費用に対して平均でどれくらいかかるのか見てみましょう。

① 結婚

● 挙式、披露宴・披露パーティ総額

全国平均(推計値) 約303.8万円

【出典】株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査2022」をもとに作成

② 住宅取得

● 住宅の購入価格(「フラット35」利用者)

(単位: 万円)

	全国
土地付注文住宅	4,694
建売住宅	3,719
マンション	4,848

土地付注文住宅、建売住宅、マンションともに、金額からみても住宅が一生のうちで大きな買い物の1つであることは間違いありません。

<住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」(2022年度)>

③ 教育

大学卒業までにかかる教育費 すべて私立の場合約2,528万円

● 幼稚園から大学までの平均的な教育費

(万円)

	公立	私立
幼稚園	47	92
小学校	211	1,000
中学校	162	430
高等学校	154	316
大学	481	(私立文系) 690
合計	1,055	2,528

幼稚園から大学(4年制)卒業まで、教育費はどのくらいかかるのでしょうか。幼稚園(3歳)から大学までの19年間に、**すべて私立に通った場合は約2,528万円となり、すべて公立に通った場合(約1,055万円)の約2.4倍**となっています。

【出典】文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和3年度)」

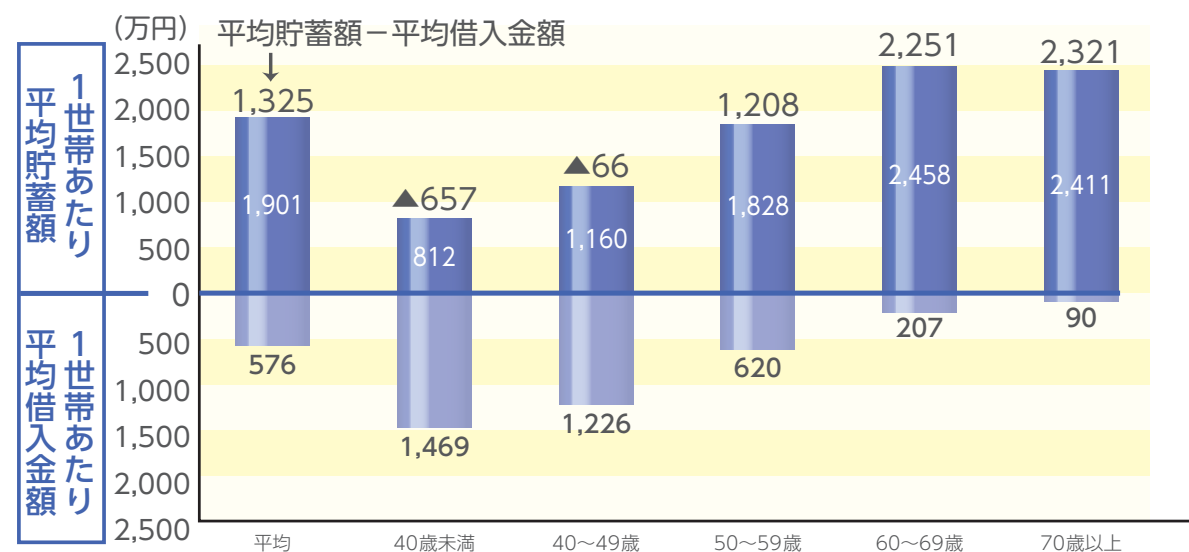
安心してライフイベントを迎えるために

世帯平均貯蓄額と借入金を見てみましょう。貯蓄額から借入金を差し引いた金額は、40歳未満、40歳代ではマイナスとなっています。

■ 世帯の貯蓄額は平均1,901万円 40歳未満・40歳代はローンを差し引くとマイナス

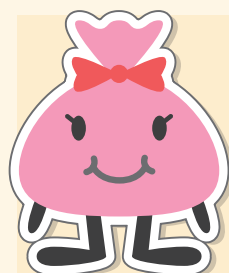
2022年の1世帯当たりの平均貯蓄額は1,901万円です。

- 世帯主の年齢別にみた
1世帯当たり平均貯蓄額と平均借入金額(2022年調査)



【出典】総務省「家計調査報告(貯蓄・負債編) - 2022年(令和4年)平均結果 - (二人以上の世帯)」

積立共済で、早い段階から
ライフステージに沿った
準備をしましょう!



みらいくん



ひかりくん

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

年金共済・積立共済(拠出型企業年金保険)

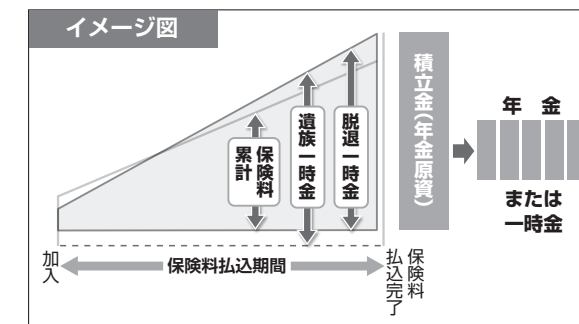
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■ 基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■ 脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■ 遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※ 上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ 本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■ 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

